

流山市監查委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木

不 健

流山市監査委員

海老原

施資交員 流山市 監查委員



第 4 号様式

流 教 生 第 3 8 2 号 平成 3 0 年 3 月 7 日

流山市監查委員 佐々木 健一 様流山市監查委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会委員長 杉浦



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 生涯学習課	指摘 (7)	千葉県青少年補導員連絡協議会運営事業において、 補導員に食事代を支出していた。適正な執行に努めら れたい。	17年に1回開催市に割り当て られる今回の千葉県青少年補導 員連絡協議会も含め、会議にお ける食事代の支出は行わないこ とにしました。
生涯学習部 生涯学習課	辛日	調定事務については、定期監査時の歳入執行状況の 提出資料により、初めて未調定であることがわかり、 その時点で調定票を起票する事例が散見された。担当 職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を講じると ともに、チェックシートを作成するなど厳正なチェッ ク体制を構築されたい。	今後は事業計画及び前年度等の 調定実績を参考に、伝票起票に 関するチェックシートを作成し て、起票漏れのないように課全 体で確認することにしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。